

第5章 緑化重点施策

5-1 緑化重点地区

1. 緑化重点地区の抽出

- ・緑化重点地区は、現都市緑地法において緑の基本計画に位置づけることとされている地区であり、本計画のテーマである「緑・農・人がつながり楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市」の実現を目指すために、モデル地区を指定して都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区です。緑化重点地区では、都市公園事業等の公共施設による緑化とあわせて、住民や企業による民有地の緑化や施設の運営参画など、行政・市民・企業等が連携した取り組みを重点的に推進します。
- ・本計画では、計画の「基本方針 3：農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりある暮らしにつなげます」で掲げた農地の多面的な活用の推進を図る地区を、緑化重点地区として6地区を設定しました。これらの地区は、緑化重点地区の候補地要件である「⑧都市公園等を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区」「⑨公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」に該当しています。
- ・実現に向けては、各地区の各種条件を詳細調査した上で、最終的に実施計画に移行していくものとします。

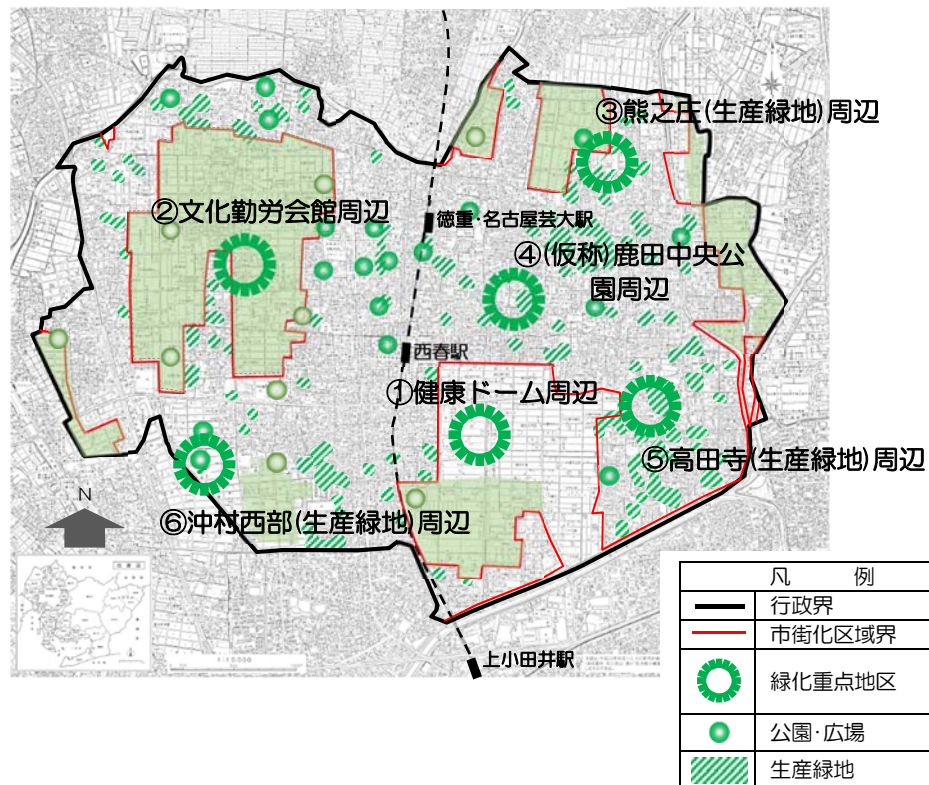
■緑化重点地区の候補地要件（参考）

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園等を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

※太字：本計画で該当する条件

資料：新編 緑の基本計画ハンドブック

■緑化重点地区の位置



【抽出したエリアの概要】

① 健康ドーム周辺

- ・市の健康・防災拠点として位置づけがある健康ドームに隣接しており、連携した活用が期待できるエリアである。

② 文化勤労会館周辺

- ・文化会館や公園、プールが整備されており、公共施設と一体的な農地の活用推進により、本市の交流拠点としての機能向上が図られるエリアである。

③ 熊之庄（生産緑地）周辺

- ・市民プール跡地の活用の検討が進められており、本市の北東エリアの魅力向上が期待できるエリアである。

④ （仮称）鹿田中央公園周辺

- ・鹿田雨水調整池の整備が計画されており、その上部の効果的な利活用の検討を図る必要があるエリアである。

⑤ 高田寺（生産緑地）周辺

- ・まとまった生産緑地があるエリアであり、農地の多面的な活用が期待できるエリアである。

⑥ 沖村西部（生産緑地）周辺

- ・土地区画整理事業により農地を集約化した地区であり、まとまった生産緑地を保全しつつ、農地の多面的な機能を発揮することが期待できるエリアである。

2. 緑化重点地区の整備方針

- ・緑化重点地区のテーマ及び整備方針は、先に示した6箇所の緑化重点地区共通事項として以下のように設定しました。
- ・整備方針の展開にあたっては、都市緑地法の改正により緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の対象となったことを踏まえ検討を進めました。
- ・にぎわい農園の展開メニューについては、地域の状況に合わせ、選択して実施します。

■緑化重点地区のテーマと整備方針

農を活用した健康・防災・憩いの交流拠点づくり

- ・農地としての保全を踏まえつつ、健康づくりや憩いや交流、体験の場、生きがいづくりの場として農地の活用を推進し、市民が健康、快適に暮らせる都市環境を創出します。
- ・従来の貸農園に加え、AIやIoTの技術を導入したスマートな農業や、地域の特産となるような野菜・果物の栽培など特徴のある都市農業が体験できる「にぎわい農園」の整備を検討します。
- ・農地の水源涵養機能やオープンスペースとしての機能を活かした防災拠点を形成します。
- ・各地区は、本市における主要な交流拠点を形成する地区であり、既存施設や地域のまちづくり計画と連携して緑の拠点を形成し、周辺施設との緑のネットワークづくりを行います。
- ・緑のネットワークは、既存道路や河川を基本に、街路樹の植栽や歩道舗装の美装化を図るとともに、市民協働により沿道の緑化を推進します。



■緑化重点地区での「にぎわい農園（都市農業を取り込んだ空間）」の展開イメージ例

体験農園	バーベキュー広場や農業レストラン
	
市民が集う広場・遊び場	特産品市場
	

5-2 生産緑地地区

本計画では基本方針 3 において、「農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりある暮らしにつなげます」としており、市街化区域内農地である生産緑地地区は、それを実現する重要な緑地となります。生産緑地地区の今後の取り組みについて重要な施策と捉え整理します。

1. 生産緑地地区の目的

- ・公害や災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の形成に役立つ農地の計画的な保全を図るために設けられた制度です。

2. 北名古屋市における生産緑地地区の現状

(1) 分布状況

- ・生産緑地地区（現状において一団となった農地 500 m²以上が要件）は市街化区域全域で広く分布していますが、本市の東部地域に指定がやや多く見られます。市街化区域内農地のうち、約 20%が生産緑地地区として指定されています。また、団地数としては 199 となっています。

(2) 経年的な動向

- ・農地所有者の高齢化や世代交代が進んでおり、生産緑地買取り申出の相談が増えつつあります。所有者によっては税金対策として受け止められており、本来の法の目的とずれが生じている場合があります。法の目的からして、短期的な指定解除などは好ましくありません。

(3) まちづくりへの運用

- ・生産緑地地区は、まちづくりの観点からは将来的な公共施設用地への転換が図られやすいスペースであるとともに、運用の方法によっては公園緑地（環境保全、レクリエーション、防災、良好な景観形成）に準じるスペースとしての機能が確保できます。近年、生産緑地地区を活用し、公園整備の実施を予定する区域もあります。

(4) 緑の保全、緑被率の確保

- ・都市の快適性の指標の 1 つである緑被率の向上にも生産緑地は重要です。現況調査結果より本市全域の緑被率は約 25%です（P.1-1）。緑被率は、地域環境によりさまざまですが、一般に市街地では 30%の緑被率が望ましいとされています（P.3-5）。本市では市街化区域

内に農地が残存していることや市街化調整区域の農地により比較的緑被率は確保されていますが、今後、市街化の進展により緑被率が減少する可能性があります。

3. 生産緑地地区の位置づけと課題

(1) 北名古屋市の生産緑地の位置づけ

- ・都市と農地の共存を目指す本市の都市づくりにおける実現施策
- ・市街地に残る貴重なオープンスペースであり、将来的な公共施設用地及び公園緑地に準じるスペース（都市環境向上、レクリエーション、防災、良好な景観形成）
- ・市街地内の緑被率の確保に向けて重要となる緑地
- ・公害や災害の防止に役立つ緑地

(2) 生産緑地地区に関する課題と方向性

【生産緑地地区の保全、指定の推進】

- ・生産緑地地区の目的は、前述の通り、公害や災害の防止や農業と調和した都市環境の保全であり、市街地における災害時の活用や憩いの場、農体験による交流、良好な景観の形成など、安全・安心、魅力あるまちづくりに役立てていくことが可能です。都市と農地の共存は本市のまちづくりの目標として位置づけられており、生産緑地の保全推進、効果的な運用は重要な施策となります。

【将来的な公共施設用地や公園緑地に準じたスペースとしての保全、活用】

- ・生産緑地地区は、将来的な公共施設用地及び公園緑地に準じるスペースとしての位置づけを踏まえ、計画的にまちづくりに取り込んでいく必要があります。このため、本計画で示した緑化重点地区（P.5-2）や公共施設用地として用地確保が求められる地区においては、計画的に生産緑地地区の指定を誘導していくことが求められます。

【生産緑地地区の理解促進、啓発活動の検討】

- ・生産緑地地区の運用にあたっては、制度の目的を市民や営農者に正しく理解されておらず、営農環境の変化で輕易な指定解除が発生しているケースがあります。広報活動や講演会等により、営農者サイド・まちづくりの双方ともメリットのある施策であるという理解が得られるよう、啓発活動を検討していく必要があります。

【多面的な活用の推進】

- ・生産緑地法改正により、生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストランが追加され、より多面的な活用が可能となりました。本市は、都市公園や公共の緑が少ないことから、緑地・オープンスペース確保の観点からは、農地の多面的な活用は有効な施策となります。施策推進に向けて、各種まちづくり計画、農業施策、農業団体との連携を図っていく必要があります。

【買取り申出への対応】

- ・生産緑地地区の買取り申出は、生産緑地地区指定されてから30年経過後、又は、営農ができなくなった場合に可能となります。営農ができなくなった場合は、場所によっては不足する公園や公共施設等の将来用地として確保していくことが有効と考えられます。そのためには、明確な将来公共用地としての位置づけが必要となりますが、現時点ではその明確な位置づけがありません。また、規模、形状により公共用地として利用しづらい場合も多く、土地交換制度なども含めて望ましい方法を検討していく必要があります。

【法改正に伴う面積要件緩和による指定推進】

- ・生産緑地法改正により生産緑地の面積要件の緩和が可能となりましたが、実際に面積要件を緩和するためには条例の改正が必要であり、緩和するメリットを整理する必要があります。
- ・例えば、生産緑地が都市においてあるべきものとして位置づけを進める上では、道連れ解除※への効果がどれくらいあるのかを検討することが必要です。現況における試算では、道連れ解除が発生する可能性のある団地は92団地であり、面積要件を500㎡から300㎡に下げた場合、道連れ解除は約20%減らすことができる試算となります。また、面積要件の引き下げによって新規生産緑地地区の増加も期待できます。

※道連れ解除：複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまうこと

【農地所有者の意向調査の実施】

- ・都市と農地の共存に向けては営農者の意向調査を行い、指定継続に向けての意向や営農に対する課題などを確認した上で、今後の市街地整備への反映や生産緑地面積要件緩和に向けての材料として検討していくことが必要です。また、その際、本市の農地にかかわるまちづくりの方針や生産緑地法改正の内容等について営農者に理解を求め、その上で判断していただくことも効果的であると考えられます。

第6章 施策の推進に向けて

6－1 施策の方針図

前章までの施策を「施策の方針図」として取りまとめ、次ページに示します。

施策の方針図



- | | |
|---------------------------|-----------------|
| まちの顔となる緑
(鉄道沿い・駅周辺、庁舎) | 生産緑地 |
| 緑化重点地区
(交流拠点となる緑) | 『快適歩行空間』 |
| 公園・広場 (既設・整備中) | 街路樹 |
| 公園・広場 (構想) | 河川 |
| 児童遊園 | 道路 |
| 社寺林 | 庁舎 (公共施設緑化推進拠点) |
| 条例等によるもの | 行政界 |
| | 市街化区域界 |

6-2 施策の推進に向けて

1. 市民協働によるまちづくり

緑の基本計画（緑の基本計画のテーマ：緑・農・人がつながり 楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市）を総合的かつ計画的に推進するためには、取り組みの主体となる行政・市民・事業者がそれぞれの役割を認識しつつ、協働体制をつくり実行していきます。



■緑のまちづくりにおける役割分担

市 民

市民は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自らが緑づくりの主役であることを認識し、積極的に地域の緑の保全・整備・維持管理活動に参加します。また、自治会や子ども会などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

事 業 者

事業者は、駐車場緑化、工場外周部の緑化などの環境対策などに先進的に取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑化の推進が求められています。

行 政

行政は、本計画の具体的な施策を推進するとともに、市民や事業者との協働体制づくりや緑に関する活動促進の機会提供などを図り、将来像の実現に向け環境整備を進めます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は以下の事項に留意し実施します。

（１）計画の推進に向けての体制づくり

- ・計画の推進にあたっては、担当部署である都市整備課により施策の具体展開について計画的に検討を進めるほか、庁内の関係部署との連携や調整を随時行っていきます。また、必要に応じて、有識者からの助言聴取や市民団体との協働など、計画の推進に向けての体制の充実を図ります。
- ・市民団体との協働は、アダプトプログラム参加団体や自治会など、既存の活動団体を軸として、できるところから少しずつ輪を広げていくようにします。

（２）計画の進行管理

- ・本計画の進行管理は、担当部署により社会動向や市民ニーズを踏まえつつ実施施策の評価を行い、次年度に向けて施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定等について検討を行います。
- ・概ね5年を目安に、緑の現況や施策の進捗状況などを点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

（３）県や近隣市などとの連携

- ・緑は市域外にも連続していることから、県や近隣市との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。県に対して必要な要望を行うとともに、県や近隣市が実施する各種の事業との連携を図ります。

策定経緯

1.学識経験者ヒアリング

■学識経験者名簿

氏 名	所 属
井上 忠佳	認定 NPO 法人 日本都市計画家協会 理事
高取 千佳	名古屋大学大学院 環境学研究科 助教

2.パブリックコメント

■開催概要

期 間	2019 年 1 月 7 日～2019 年 2 月 8 日
場 所	・北名古屋市ホームページ ・都市整備課窓口
資 料	・[閲覧用] 第2次北名古屋市緑の基本計画（案）
意 見 数	2 件（北名古屋市ホームページのアクセス状況：70 アクセス）



第2次北名古屋市緑の基本計画

お問合せ先

北名古屋市役所（西庁舎）建設部 都市整備課

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地

TEL 0568-22-1111 FAX 0568-25-5533

E-mail toshi@city.kitanagoya.lg.jp